

厚木市立社会教育集会所の維持管理・運営に係る 指定管理者制度の更新及び指定管理者候補者の選定手法等について

1 施設の概要

社会教育集会所は、地域における社会教育活動を推進するための施設として、厚木市立社会教育集会所条例に基づき、白山集会所及び岡田集会所を設置しています。

2 施設の維持管理・運営の現状

(1) 維持管理・運営の手法

平成18年度から指定管理者制度を導入

(2) 指定管理者・選定手法

非公募により、各施設単位で設置されている「集会所管理委員会」を指定

(3) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

(4) 指定管理者の業務

ア 利用の承認、利用承認の取消し、利用の中止等に関する業務

イ 施設及び附属設備の維持管理に関する業務

ウ その他市長が必要と認める業務

(5) 指定管理料

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
白山集会所	38,000円	38,000円	38,000円	38,000円	38,000円
	合計 190,000円				
岡田集会所	38,000円	38,000円	38,000円	38,000円	38,000円
	合計 190,000円				

※指定管理料の内訳は、人件費：63.16%（24,000円）、役務費：15.79%（6,000円）、消耗品費：21.05%（8,000円）となっています。

3 指定管理者制度の更新に係る検討

(1) 定量的評価の確認

ア 管理・運営に係る経費（2施設、5年間分）

集会所の管理運営の手法として、直営（委託）又は指定管理者制度が想定されます。それぞれの手法に係る経費を比較すると、指定管理者制度の方が経費の削減につながるものと考えられます。

イ 利用者数

令和4年度～7年度の4年間の平均は年間1,558人、1施設当たり779人でした。こどもの利用の減少が見られるものの、自治会、地元サークル団体及び個人につきましては、継続して一定数が利用しています。

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
白山集会所	1,077人	1,332人	1,464人	1,406人
岡田集会所	210人	250人	234人	256人
合 計	1,287人	1,582人	1,698人	1,662人

※白山集会所貸室（集会室、和室、会議室、学習室、談話室、調理室）及び
岡田集会所貸室（会議室、和室）の利用者数

(2) 定性的評価の確認

指定管理者制度導入施設については、協定に従い適正かつ確実なサービスが提供されているかの評価等を行うモニタリングを毎年度実施しています。

ア 利用者満足度

各年度に実施した集会所のモニタリングのうち、施設利用者が評価する外部評価では、いずれの施設についても「A 満足のいく管理運営である」という評価以上の結果でした。

また、外部評価における施設利用者からの自由意見の内容を見ても、施設や備品の老朽化等による修繕に関する内容が多く、指定管理者の運営に関する意見（クレーム等）はありません。

こうした状況から、指定管理者によって協定に従ったサービスが提供されており、利用者の満足度は高い維持管理・運営が行われているものと考えられます。

※「A+」：大変満足のいく管理運営である。
※「A」：満足のいく管理運営である。

年 度	白山集会所	岡田集会所
令和4年度	A+	A+
令和5年度	A	A+
令和6年度	A+	A
令和7年度	A+	A+

イ 内部評価結果

所管課が指定管理者について評価する内部評価では、令和4年度以降、いずれの指定管理者も常に「A+」評価という結果でした。

こうした状況から、指定管理者により、適切な管理運営ができていているものと考えられます。

※「A+」：協定書、仕様書の内容を遵守し、適切な管理運営ができていていることに加え、仕様書の内容を上回る利用者サービス等が提供されているなど高く評価することができる。

年 度	白山集会所	岡田集会所
令和4年度	A+	A+
令和5年度	A+	A+
令和6年度	A+	A+
令和7年度	A+	A+

(3) 令和9年度以降の集会所の維持管理・運営について

定量的評価及び定性的評価の結果を踏まえ、当該施設の設置目的をより効果的に達成するため、引き続き指定管理者制度を導入するものとします。

4 指定管理者候補者の選定（公募・非公募）の検討

(1) 現在の指定管理者（各集会所管理委員会）について

集会所の指定管理者については、非公募により、各施設単位に設置されている当該集会所の存する地域に居住するもので構成された集会所管理委員会を指定しています。

(2) 指定管理者候補者の選定手法について

指定管理者制度の更新に当たり、選定手法について改めて検討を行った結果、次の理由により、引き続き非公募により集会所管理委員会を候補者として選定するものとします。

【選定する理由】

指定管理者候補者選定の公募及び非公募の考え方については、指定管理者制度導入（更新施設・新規導入施設）に係る基本方針において、「地域コミュニティづくりの中心となることが期待できる施設、又は設置目的が地域に固有のものと認められる施設等で、地域の人材を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できる施設については、指定管理者として適当と認められる地域の団体を公募によらない方法で選定することができるものとする。」としています。

社会教育集会所は、地域固有の課題解消のために設置された建設経過があるとともに、地域における社会教育活動を推進することを目的としており、地域の実情を十分に理解した地元住民で組織する集会所管理委員会が指定管理者となることで、利用者間の円滑な調整や不測の事態における迅速な対応などの施設運営が期待できます。

また、委託の場合と比較して経費の削減が図られるほか、地域の人材を活用し、住民主体の管理運営を行っているため、地域に密着した社会教育施設として活用されており施設の設置目的にかなうこと、利用者満足度及び内部評価の結果からも地域住民のニーズに合わせた柔軟な対応が図られていることなどから、引き続き非公募により集会所管理委員会を候補者として選定するものとします。

5 指定管理期間の検討

指定管理者制度導入（更新施設・新規導入施設）に係る基本方針において指定期間は、原則として3年間から5年間としています。

現在の指定管理期間は5年としており、指定管理者は、地元自治会を中心に構成された唯一の団体として、地域の利用者との信頼関係を築き上げるとともに、利用の予約や施設の鍵の管理を地域の身近なところで行うことにより、地域住民の利便性と低廉なコストの管理を実現させるなど、良好な管理運営が確保されています。

また、地域固有の課題にも精通しており、課題を踏まえた管理運営が可能で、市との間にも強固な信頼関係が構築されています。

こうした実績等から、引き続き良好な管理運営を確保することが見込めることから、次期指定期間についても5年間とするものです。

6 検討のまとめ

- (1) 指定管理者制度の導入を更新します。
- (2) 指定管理者候補者については、非公募により集会所管理委員会を選定します。
- (3) 指定管理期間は5年間とします。

7 更新後の指定管理料について

年 度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
白山集会所	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円
	合計 200,000円				
岡田集会所	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円
	合計 200,000円				

※指定管理料の内訳は、人件費：60.0%（24,000円）、役務費：17.5%（7,000円）、消耗品費：22.5%（9,000円）となっています。